

平成20年度財務定期監査措置状況

| 指 摘 の 概 要 | 措 置 内 容 | 措置状況 |
|--|--|------------|
| <p>保健福祉局・区役所 [高齢福祉関連]</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>老人福祉電話に係る債権管理を適正に行うべきもの</p> <p>老人福祉電話は、電話による安否確認等を行うためにおおむね65歳以上の一人暮らしの低所得者に貸与しており、設置運営要綱上、利用に係る費用は被貸与者の負担とされている。(但し、平成16年度の同要綱改正前の貸与開始分については、基本料、電話機使用料も本市負担である)。また、被貸与者が負担すべき費用を滞納した場合、貸与の取消ができるほか、死亡その他特別の事由によって支払困難となった費用は電話回線権利保護のために本市が立て替えて支払い、原則立替日から3ヶ月以内に被貸与者に請求することとなっている。</p> <p>しかし、本市が立替払をした利用料について、一部を除いて被貸与者への請求が行われておらず、平成19年度決算上も収入未済額に計上されていない。(介護保険課)</p> <p>1件あたりの立替額は少額のものが多く、利用者数も減少傾向にあることから、立替払や貸与の取消を含めた検討が必要であるとはいえ、現に立替払をしたものについては債権管理を適正に行うべきである。</p> | <p>1) 債権管理について</p> <p>20年度の監査指摘後、各滞納者へ納入通知を送付し、支払いを促している。未請求のものについても、納入通知を送付した。</p> <p>あわせて債権管理に関する個人台帳を作成し、今後債権管理のルールに基づき、定期的に催告を行い、適正な債権管理を行っていく。</p> <p>2) 貸与取消について</p> <p>福祉電話制度自体のあり方とあわせて検討してきたが、平成24年度より、滞納者については、貸与取消を行っていく。</p> | <p>措置済</p> |
| <p>(4) 財産の管理に関する事務</p> <p>プリペイドカードの取扱を適正に行うべきもの</p> <p>国民健康保険嘱託員のプリペイドカードの使用について、近距離旅行命令がなく使用状況の詳細が不明である事例、使用済みプリペイドカードや使用簿が保管されていない事例が見受けられた。また、平成17年度財務定期監査で意見を付したが、その後嘱託員に対し</p> | <p>監査指摘を受けて、平成21年度の課長会、収納主査会において、プリペイドカードの使用簿への記入の徹底を指導した。また、嘱託員の採用時研修においても徹底を指導している。</p> <p>様式については、各区とも調整を行</p> | <p>措置済</p> |

| 指 摘 の 概 要 | 措 置 内 容 | 措置状況 |
|---|---|-----------------------|
| <p>てプリペイドカード使用時の事務処理方法について十分な研修指導が行われていない事例が見受けられた。</p> <p>(国保年金医療課, 中央区・長田区・須磨区・垂水区保険年金医療課, 北須磨支所市民課)</p> <p>嘱託職員への指導を徹底するとともに, 適正な事務処理を行うべきである。</p> | <p>い、平成 22 年 6 月より新しい様式でプリペイドカードの管理及び近距離旅行命令を確認できるように改善を行った。また、嘱託員向けの業務マニュアルにも記載した。(国保年金医療課)</p> | |
| <p>建設局</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>適正な年度で支出すべきもの</p> <p>次のような事例が見受けられた。適正な年度で支出すべきである。</p> <p>ウ 3 月使用分電気料金を 4 月分前渡金より支出している事例(中央水環境センター施設課)</p> <p>エ 3 月使用分電話料金を 4 月分前渡金より支出している事例 (西水環境センター管理課)</p> | <p>平成 21 年度以降の 3 月分使用分電気料金は当年度の支出として処理するよう措置を講じた。</p> <p>平成 21 年度以降の 3 月使用分は当該年度前渡金より支払うよう措置を講じた。</p> | <p>措置済</p> <p>措置済</p> |
| <p>(3) 契約に関する事務</p> <p>とりまとめて契約すべきもの</p> <p>定例的・継続的に支払が予定されている経費について, その予定総額が専決権限額以上になるにもかかわらず, その都度専決決議で支払をしている事例が見受けられた。</p> <p>(下水道河川部経営管理課, 中央水環境センター施設課)</p> <p>定例的・継続的に支払が予定されている経費で, 予定総額が専決規程額以上になる場合は, 経理契約すべきである。</p> | <p>契約内容が請負契約になじまないため, 委託契約する。今後同様の事例が起らないよう, 平成 21 年度から, 定例的な履行に対する支払いを行うための年間委託契約を締結し, 当該契約に基づき支払うよう措置を講じた。</p> <p>(下水道河川部経営管理課)</p> <p>平成 21 年度から, 年間支出予定額が専決規定額以上となる場合には経理契約するよう措置を講じた。</p> <p>(中央水環境センター)</p> | <p>措置済</p> <p>措置済</p> |
| <p>(4) 財産管理に関する事務</p> <p>土地の使用許可事務を適正にすべきもの</p> | | |

| 指 摘 の 概 要 | 措 置 内 容 | 措置状況 |
|---|---|------------|
| <p>産業振興局との協定(基本協定及び土地使用協定)に基づき,同局が平磯海釣り公園を整備するため,垂水処理場の護岸等(以下,「当該土地」という。)について行政財産の目的外使用許可をし,土地の使用料を毎年度収入している。</p> <p>当該土地の内,使用料の対象は,収益施設(売店,管理棟等)用地と駐車場用地であり,平成5年度に,使用料の算定方法等について産業振興局と協議している。</p> <p>(西水環境センター管理課)</p> <p>ア 協議の結果,「(駐車場の)利用率は,大きな変動がない限り,15%として固定する。」としたが,この利用率は,平成2年度・平成3年度の2か年の平均値が基準になっている。</p> <p>調査時点から既に17~18年経過しており,駐車場の利用率は使用料の算定根拠の一つでもある。今後は定期的に利用状況を調査すべきである。</p> | <p>産業振興局と協議の結果,平成22年度より利用率の見直しを行っている。平成18~21年度の利用率平均を用いており,今後は平磯海釣り公園の現指定管理期間が満了する平成25年度までこの利用率を適用する。次回は平成26年度に見直しを行う予定で,平成22~25年度の利用率平均値を適用する。</p> | <p>措置済</p> |
| <p>区役所</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>事業に係る支出事務等を適正に行うべきものの</p> <p>「東灘アートマンス」は,実行委員会方式で,毎年秋頃に実施されるイベントである。まちづくり支援課(平成19年度まではまちづくり推進課)は,「東灘アートマンス実行委員会」の1メンバーであり事務局でもある。</p> <p>執行に関して次の事例が見受けられた。</p> <p>(東灘区まちづくり支援課)</p> <p>ア 収入・支出等について,あくまで主催者である実行委員会が執行すべきであるが,多くの支出を市費により執行している。</p> | <p>「東灘アートマンスに関する協定」を締結し,適正な事務を行うよう措置を講じた。</p> | <p>措置済</p> |